

平成 2 6 年 度

安全保障輸出管理調査報告書

貨物・技術編

平成 2 7 年 3 月

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC

はじめに

世界は対立と憎悪に満ちているように見えます。最近の国際情勢をみると、ロシアのクリミア併合、シリア、ウクライナの紛争・内戦が続き、ISILによる日本人人質・殺害事件、フランス・パリの「シャルリー・エブド」襲撃事件等、非国家主体によるテロ事件も続発し、世界はテロリズムに支配されているかのようです。海洋進出を加速させる中国、挑発をやめない北朝鮮等、東アジア情勢も依然として不安定です。戦後70年の節目を迎えた世界は、平和と安全からはほど遠い状況にあります。

一方で、昨年12月に武器貿易条約（ATT）が発効し、小さな希望の火も灯りました。この条約の拡大、将来に期待したいところです。

我が国では、昨年4月に「現在、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していることや我が国が複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面していること」から従来の武器輸出三原則等をあらため、防衛装備移転三原則を国家安全保障会議及び閣議で決定をしました。その中で「我が国の平和と安全は我が国一国では確保できず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。」と謳っています。安全保障輸出管理もまた、Dual-use 管理に加えて、防衛装備に関する管理もその視野に入れなければならない時代になりました。こうした時代認識を踏まえ、我が国の安全保障輸出管理の一翼を担う産業界として、その責任を的確に果たしていかなければならないと決意を新たにしているところです。

このような観点から、当貨物部会では6つの専門委員会、18の分科会において、今年度も貨物・技術の規制の合理化・適正化、法令解釈の明確化等の調査・提言を例年以上に積極的に行ってまいりました。現在進行形の課題もありますが、本報告書は、今年度のこのような貨物部会の成果をまとめたものであり、今後の我が国の安全保障輸出管理の推進に大きな貢献となると信じています。また今後とも安全保障輸出管理を取り巻く内外の環境の変化に対応した活動を積極的に推進していく考えです。

最後に、本報告書の取りまとめにご尽力いただいた貨物部会、専門委員会、分科会の委員の皆さまに心からお礼申し上げます。また日ごろから委員会活動にいろいろ対応していただきました経済産業省に対して感謝申し上げます。

平成27年3月5日

安全保障輸出管理委員会

貨物部会長

大西 徹夫

1. 活動方針と主要課題

平成26年6月3日の第一回貨物部会において、下記の活動方針と主要課題を決定し、活動を推進してきた。

1. 1 活動方針

今年度は、昨年12月の「国家安全保障戦略」に基づき策定された武器輸出三原則等に代わる防衛装備移転三原則の閣議決定でスタートした。内閣官房長官談話により例外的にしか認めてこなかった防衛装備移転に関し、移転を禁止する場合を明確化するとともに、平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合、我が国の安全保障に資する場合については厳格な審査を前提に移転を認める原則を打ち出したのである。また、5月には通常兵器が虐殺などに使われることを予防する武器貿易条約の32番目の批准国となった。我が国の安全保障輸出管理がDual-Use品主体の管理から武器を含めた総合的な管理へ、質、量ともに変化を遂げなければならない時代に入ったのである。

一方、依然として世界の安全保障を巡る環境は流動的で、不安定であり、混迷を深めている。東アジアの緊張の持続、北朝鮮の不透明な動き、クリミア併合をめぐる欧米と露の対立の先鋭化、廃棄措置が進行しているシリアでの化学兵器使用疑惑、ナイジェリアや中国等のテロの続発、サイバーテロという新しい形態のテロ等世界の現実は今なお平和や安定といった状況からはほど遠いのである。

このような世界に対して、取引前の用途、需要者の確認といった安全保障輸出管理をあらためて徹底することは、極めて重要なことである。

貨物部会としては、こうしたことを念頭に、法令遵守及び我が国安全保障の一翼を担うという認識のもとに、企業の視点から、つねに適切で合理的な輸出管理制度を求めるという姿勢を保持し、安全保障貿易管理のために貢献していくことをもって、活動方針とする。

具体的には、諸外国との比較や技術の進歩に対応した規制のあり方、法令解釈の明確化等の政府への提言であり、また該非判定ツールとしてのパラメータシート、輸出管理品目ガイダンス等をタイムリーに提供することであり、今年度も引き続き、きめ細かな活動を推進していく所存である。

1. 2 主要課題

- (1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言
 - ・我が国と欧米諸国における貨物・技術規制の法制度及びその運用・解釈等の差異から生じる具体的問題の把握と改善策の提言
 - ・我が国省令と国際レジーム規制リスト、欧米規制リストとの対比とその問題点の検討

- (2) 企業の輸出管理の適正化・効率化に関する調査、検討並びに支援
 - ・各種輸出管理品目ガイダンス、パラメータシート等の整備、充実、タイムリーな発行

- (3) 国際レジームにおける貨物・技術の規制内容に関する調査、検討及び提言
 - ・ワッセナーアレンジメント等の規制品目の合理化、適正化提言
 - ・解釈の明確化提言
 - ・昨年度以前の提言項目のフォローアップ

- (4) 大量破壊兵器、通常兵器等関連物資の技術と応用面の調査、分析、海外における技術動向の調査並びに国際交流の推進
 - ・米国を中心に軍事上重要な先端技術等とその応用についての資料収集、調査並びに国際交流の推進
 - ・欧米、アジア主要国の貨物・技術規制の運用実態の調査等
 - ・主要貨物・技術のフォーリンアベイラビリティの調査等





第1回<平成26年6月3日>

2. 活動成果

第1回貨物部会で決定された活動方針・主要課題に基づき、各専門委員会及びその分科会にて活動方針、主要課題、活動計画を策定し、本年度の活動を進めてきた。

以下に、ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会、素材専門委員会、材料加工専門委員会、エレクトロニクス専門委員会、情報通信専門委員会、センサー・レーザー・航法専門委員会の活動成果を総括して示す。

2. 1 我が国の制度・手続の調査、検討及び提言

(1) 提言要望とそのフォロー

1) 移設検知装置に関する要望

移設検知装置に関して、今年度METIのHPのQ&A「3・工作機械関連別表第1の2の項(12)、6の項(2)等にいくつかのQ&Aが掲載された。たとえば、Q20には「別1の2の項(12)1に該当の数値制御工作機械について「ろ地域」向けにストック販売(需要者未定)を実施することは可能でしょうか。その条件は？」という旨が掲載され、そのAとして条件のひとつに「移設検知装置が設置されており、解除パスワードが製造者により適切に管理・運用されていること。」と明記され、移設検知搭載のインセンティブが明確になった。

しかし、一方でこのQA20は従来と比べて規制強化の部分もあり、今年度東南アジア向け等(7カ国)には移設検知装置搭載を義務付けの撤廃を要望している。((2)の11)参照)

<材料加工専門委員会>

2) 書類保管期限を過ぎた該当工作機械の管理に関する要望

特に回答はなかったが、本件は、工作機械に限ったことではなく、制度・手続分科会の検討テーマにもなっている。あらためて、検討を継続していく必要がある。

<材料加工専門委員会>

3) 貨物等省令第6条第十二号ニ(二)に規定の「ギャップ」と運用通達の7の項解釈「実時間処理」に規定する「ギャップ」の意味についてのQ&A提案

数次の協議を重ね、昨年度末になるが、2014年3月28日付けで、METIのHPのQ&A「8. コンピュータ・エレクトロニクス・通信関連」のQA20として掲載された。

<エレクトロニクス専門委員会>

(2) 新たに要望したもの・検討したもの

1) 2の項(33)省令1条第三十八号の「圧力計」に関する要望

①輸出令別1の2の項(33)の改正要望

NSG Part 2の改正に伴って、貨物等省令第1条第三十八号イは「絶対圧力を測定することができる圧力計であって・・・」と改正されたが、政令については改正されていない。規制対象範囲を限定するためにも「六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いた絶対圧力を測定することができる圧力計又は・・・」と下線部の用語を追加すること。

②運用通達の解釈「貨物等省令第1条第三十八号中の圧力計」を新設

NSGで規定されている「圧力計」の定義、「測定された圧力を信号に変換するものをいう。」を運用通達の解釈に追加すること。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

<エレクトロニクス専門委員会>

2) 4の項(24)の政省令等用語「空気力学試験装置」に関する要望

①輸出令別1の4の項(24)の改正要望

2012年MTCR規制変更は、wind tunnelsだけでなく、shock tunnelを含む‘Aerodynamic test facilities’を規制対象にすることであり、政令等には従来の「風洞」から「空気力学試験装置」の用語が採用された。しかし、我が国産業界は「風洞」を単なるwind tunnelsとは考えておらず、空気力学における衝撃を試験する装置も総称して「風洞」としている。

したがって、「空気力学試験装置」に替えて、従来の「風洞」にすること。

振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

→ 振動試験装置若しくはその部分品又はロケット若しくは無人航空機の開発若しくは試験に用いることができる風洞、燃焼試験装置、環境試験装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置

②貨物等省令第3条第二十五号ロの改正要望

1)と同じ理由で、「空気力学試験装置」の代わりに「風洞」の用語を用いること。

マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる空気力学試験装置(・・・を除く。)

→マッハ数が0.9以上の速度の状態を作ることができる風洞(・・・を除く。)

③運用通達の解釈「空気力学試験装置」を「風洞」に改正する要望

「空気力学試験装置」が「風洞」に替わることに伴い、運用通達の解釈も改正すること。

「空気力学試験装置」 「風洞及び衝撃風洞を含む。」

→ 「風洞」 「空気力学を利用した衝撃等を試験する装置を含む。」

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

3) 4の項(3) / 13の項(3)の政省令等用語に関する要望

MTCRとWAで“total impulse capacity”と同一の用語が使用されているが我が国では、MTCRを基にする貨物等省令第3条第二号イ(二)(三)では「全力積」、WAを基にする貨物等省令第12条第七号イでは「総推力容量」の用語が採用されている。「全力積」か「総推力容量」のどちらかの用語に統一すべき、と要望。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

4) 11の項「バイアスの定義(解釈)」に関する要望

平成21年度政省令改正で、貨物等省令第10条第二号のジャイロスコープ、角速度センサーは2007年WA合意に基づき、規制パラメータが「ドリフトレート」から「バイアス」に変更された。ただし、この「バイアス」は元の「ドリフトレート」と同じ意味合いであり、11の項の運用通達の解釈で「バイアス」は「4の『バイアス』に同じ」となっているのはミスリードになっている。

したがって、11の項の「バイアス」の解釈を改正する必要があるが、貨物等省令第10条第一号の加速度計の規制パラメータも「バイアス」であり、第一号と第二号の「バイアス」の解釈を別々に規定する必要がある。

2つの案を提案する。

①案1 (11の項解釈)

バイアス (加速度計)	4の「バイアス」の解釈に同じ。
バイアス (ジャイロスコープ)	4の「ジャイロスコープ」の解釈に同じ。

②案2 (WAのDEFINITIONを規定)

バイアス (加速度計)	規定された作動条件下で加速度計の出力を一定時間計測した場合における印加された加速度や回転とは相関性のない出力成分の平均値を言う。「バイアス」は、 m/s^2 又はgの単位で表される。(IEEE Std 528-2001) ($\mu g = 1 \times 10^{-6} g$)
-------------	---

バイアス（ジャイロスコープ）	規定された作動条件下で加速度計の出力を一定時間計測した場合における印加された加速度や回転とは相関性のない出力成分の平均値を言う。「バイアス」は、通常、deg/hr の単位で表される。（I E E S t d 5 2 8 - 2 0 0 1）
----------------	--

< A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会 >

5) 貨物等省令第2条第2項第四号、同第一条第十号及び運用通達の改正要望

①. 貨物等省令第2条第2項第四号と運用通達解釈「断面積」

「断面積」とは「実な」部分を対象に使用される用語であって、「空な」部分にはふさわしくない。容器の大きさを示すのに一般的には「内径」が用いられ、AG原文でも内径（internal Diameter）が用いられており、省令規定もこれに合わせ、次のように改正すべきと要望した。

- ・・・塔の断面積が0.00785平方メートルを超えるもの又は・・・
- ・・・塔の内径が0.1メートルを超えるもの又は・・・

また、この改正に伴って「断面積」という用語が用いられなくなるので、運用通達解釈から「断面積」を削除する。

②. 貨物等省令第1条第十号ロ（二）1と運用通達解釈「断面積」

貨物等省令第1条第十号（三）2は、平成25年までは「断面積」の概念で規制されていたが、現在はNSGに従って「内径」になっており、第十号ロ（二）も同様に、次のように見直されるべき、と要望した。

断面積が2.54平方メートル以上のものであって、2つ以上の部分に分割されているもの

- 外径が1.8メートル以上のものであって、2つ以上の部分に分割されているもの

また、この改正に伴って「断面積」という用語が用いられなくなるので、運用通達解釈から「断面積」を削除する。

③. 運用通達解釈「リチウムの同位元素の分離用の装置」のイ

パックドカラム（Packed columns）は、「充てん塔」と訳されるので、次のように改正すべき、と要望した。

リチウムアマルガムのために特別設計されたパックド液-液交換カラム

- リチウムアマルガムのために特別設計された液-液交換充てん塔

< A B C 兵器・ミサイル関連機器専門委員会 >

6) 2の項(40)省令1条四十五号の「圧力測定器」に関する要望

①輸出令別1の2の項(40)の改正要望

NSG Part 2の改正に伴って、別1の2の項(40)が改正されたが、一般的な圧力測定器ではなく、プルトニウム型原爆の「爆縮」を引き起こすための必要な測定器であり、その趣旨にあった「流体力学実験のための専用計測機器であって、毎秒1キロメートル超の速度を測定できる干渉計又は10ギガパスカル超の衝撃圧力を測定できる圧力計」とすること。

②貨物等省令第1条第四十五号の改正要望

1)と同じ理由で、貨物等省令第1条第四十五号も「・・・又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは・・・」ではなく、「・・・又は流体の衝撃圧力を測定することができる圧力測定器若しくは・・・」とすること。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会>

<エレクトロニクス専門委員会>

7) 運用通達 5の項「貨物等省令第4条第十一号ニ(一)中のモノマー」の解釈削除について】

貨物等省令第4条第十一号ニ(一)では、パーフルオロアリフアティックエーテルのモノマー(単量体)が規制対象になっているが、我が国ではオリゴマー(ポリマー形態のものの中で低分子量のもの)までが解釈によって規制対象範囲になっており、明らかにWAより広く規制がかけられている。欧米ではこのオリゴマーは非該当扱いになっていて国際競争においてハンディキャップを背負っている。したがってWA本来のモノマーだけの規制にするため、解釈の削除を要望した。

この結果、何度か経済産業省と協議をし、当初の要望通りではなかったが、平成26年11月28日付けで、METIのHPに次のようなQ&Aが掲載され、実質的に要望が実現した。

Q：潤滑用の用途のみで設計、製造され、電子機器の冷媒用に使用されるような実績も確認されていない。このようなものは冷媒用に使用できないと解釈して別1の5の項(12)に非該当と判断してもよいか。

A：製造時の仕様及び実際の使用実例などから、当該規制用途に使用^④することができないと判断できる場合は、非該当と判断して構わない。

本Q&Aは、貨物等省令の「・・・に使用することができるものであって」という部分の理解を助けるものとして、大きな意味を持つものである。

<素材専門委員会>

8) 分析用標準試料の非該当化要望

平成24年に水銀を含む分析用の標準試料が輸出規制の該当品となったことを受けて、平成26年7月30日に原局となる経済産業省製造産業局化学物質管理課に非該当化の要望書を提出した。提案理由としては、ロッテルダム条約の条文にも化学分析用に輸出するものは対象外であること、欧州のRoHS指令やELV指令などの有害物質規制の水銀の含有量を確認するために使用する標準試料で、精密分析に不可欠な試料であることなどを挙げた。

その結果化学物質管理課からは、「特段、輸出に制限をかける意図は無く、輸出申請があれば承認するので、現行の運用で問題ない」という回答があり、要望は受け入れられなかった。

＜素材専門委員会＞

9) 複合加工機の該非判定簡素化に関する要望

輸出令別1の6の項「数値制御を行うことができる工作機械」の解釈では「複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあつては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること。」とあるが、工数削減と法目的からして一つの加工方法が該当と判定された段階で、他の加工方法に関しては該非判定を不要とするよう要望した。

＜材料加工専門委員会＞

10) 軸受の規制拡大に伴う管理・運用の明確化

貨物等省令第3条第六号の二の改正に伴って、軸受の規制範囲が広がることから、規制される3つの寸法（外輪外径、内輪内径及び幅）の中の特に幅寸法の解釈を明確にする要望を提出した。使用条件によっては同一軸受を2個組み合わせる場合があり、その組み合わせた軸受の幅寸法が規制の幅寸法の範囲に入る場合がある。このような使用状態はまれなケースであり、規制の幅寸法は軸受単体（1個）の幅寸法に基づくことを解釈等で明確にするよう要望するコメントを提出した。

その結果、METIのHPのQ&A（平成26年10月14日付け）で、例えば2個の軸受を組み合わせる場合であっても「該非判定の際は、製造時の単体（1個）の精度の等級及び寸法によってご判断いただければと思います。」と明記された

＜材料加工専門委員会＞

11) 東南アジア向けストック販売に関する規制強化の見直しについて（工作機械に対する移設検知装置搭載義務化の撤廃要望）

METIのHPのQ&A（平成26年3月17日付け）で「ろ」地域向け工作機械のストック販売を認める条件として移設検知装置搭載が義務付けられた。中国、インド

向けには合理的な条件であっても、従来何の条件もなしにストック販売が認められていた国（インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、ベトナム、マレーシア）向けは、大幅な規制強化である。我が国と関係が深い7カ国だけでも移設検知搭載の義務なしにストック販売を可能としてほしい、と要望した。

<材料加工専門委員会>

1 2) デジタル計算機のリモートアクセスによる利用に関する検討

日本国内に設置された輸出令別1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当のデジタル電子計算機、いわゆるHPCを外国からリモートアクセスさせる取引、又は日本国内の非居住者に利用させる取引の輸出管理の考え方を整理して、文書化し、METIの承認を得た。その成果として、次のようなQ&Aを輸出管理品目ガイダンス「コンピュータ」（第14版）に掲載した。

Q：日本国内に設置された輸出令別1の8の項、貨物等省令第7条第三号ハに該当のデジタル電子計算機（HPC）を外国からリモートアクセスさせる場合、又は日本国内の非居住者に利用させる場合の輸出管理をどのように考えればいいか。

A：これらの取引は、利用者が直接使用するプログラムの機能を利用者にとって利用できる状態におく取引であり、同プログラムの機能を提供することを目的とする取引に当たる。またプログラムの機能の説明、操作方法等の使用の技術を係る技術の提供が伴うと考えられるので、特定技術であれば外為法第25条第1項の役務取引に当たる。

なお、これらの取引にあたっては、HPCの利用契約の締結あるいはユーザーID/パスワードの発行に先立ち、利用者に懸念がないこと及び用途が核兵器等の開発等、別表行為若しくは通常兵器の開発等にあたらないことを慎重に確認すること。

<情報通信専門委員会>

1 3) 「侵入プログラム」に関する規制追加に対する検討

2013年12月にWAで合意された侵入プログラム（Intrusion Software）に関する規制が我が国の政省令に反映されるに際して、本規制の趣旨は、情報システムのセキュリティを攻撃する品目についてのみ規制するものであり、情報システムのセキュリティを維持することを目的として提供するものは規制対象とならないように法令上の手当てを要望した。

その結果、要望どおりに役務通達の解釈「貨物等省令第20条第2項第六号中のプログラム及び技術並びに同項第七号中の技術」が新設され、「情報セキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためものは除く。」と規定された。

<情報通信専門委員会>

14) 暗号装置、市販暗号プログラムの市販前の非該当化について

市販暗号については、平成24年8月1日から特例から非該当になったが、同じ仕様の市販前の認証試験、現地評価目的、セールスサンプルについては、依然として該当である。このため企業では、市販前と後と内部管理を区分けしなければならず、過度な負担となっている実情がある。

この負担軽減や国際競争力強化のため、一定に条件の枠内での市販前の暗号製品についても非該当にさせていただくべく、数次の協議を踏まえ、次のようなQ&AをMETIのHPに掲載するよう要望した。

Q：既に主たる機能が同等の暗号化製品が市販された携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の標準規格等が公開された一定枠内の民生用途の製品であれば、市販開始前の国際機関での認証等やセールスサンプルのための輸出については、市販性を有すると判断し、他の要件を満たせば、非該当として輸出することは可能か？

A：携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の一般に市販を行うことを目的とした製品であって、暗号機能が確定し、製品の開発が完了しているものであれば、一定の条件を満たすのであれば、市販性を有するとの判断が可能であり、他の要件を満たせば市販暗号除外を適用してすることができる。ただし、キャッチオール規制の判定記録を残すこと。

なお、暗号プログラムについても同様な考え方ができる。

<情報通信専門委員会>

15) 10の項(4)省令9条八号ロ(七)の「ビデオカメラ等の定義(解釈)に関する要望

①運用通達解釈「貨物等省令第9条第八号ロ(七)中のビデオカメラ」の新設要望

ビデオ機能を搭載したデジタルカメラは「ビデオカメラ」と判断されるか否か等について、運用通達の解釈に次のように反映すること。

「貨物等省令第9条第八号ロ(七)中のビデオカメラ」の解釈として「スマートフォン、コンパクトデジタルビデオカメラ(ビデオ機能を有するデジタルカメラを含む。)等の民生用カメラを除く。」を新設すること。

②貨物等省令第9条第八号ロ(七)の規制対象をQ&Aに掲載要望

貨物等省令第9条第八号ロ(七)の規制対象は「(人工衛星や飛しょう体からの)リモートセンシング用ビデオカメラである。」ことをMETI安全保障貿易管理のHPのQ&Aに掲載すること。

<センサー・レーザー・航法専門委員会>

16) 12の項(4)省令11条五号の「水中用のカメラ」に関する要望

①輸出令別1の12の項(4)の改正要望

WAのカテ8を見ると Marine における Underwater であり、防水仕様の民生用途デジタルビデオカメラ等は判定対象となり得ないこと、また Underwater vision system と併せ、次のように改正すること。

水中用のカメラ又はその附属装置(2の項の中欄に掲げるものを除く。)

→ 海中用の映像システム又はその附属装置((2の項の中欄に掲げるものを除く。)

②貨物等省令第11条第五号の改正要望

WAの8.A.2.d.1.aは Television systems (comprising camera, monitoring and signal transmission equipment)となっていて、Television systems のカメラという位置付けであるので、次のように改正すること。

水中用のカメラ又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ テレビカメラであって、次のいずれかに該当するもの

→ 海中用の映像システム又はその附属装置であって、次のいずれかに該当するもの

イ 海中用のテレビジョンカメラであって、次のいずれかに該当するもの
<センサー・レーザー・航法専門委員会>

17) 11の項「航法関連」に関する要望

移動体における航法・航行に対する見解の齟齬や用語による誤解から規制すべき対象とそうでないものとのギャップが生じている現状を踏まえて、以下のように適切な共通認識と用語にすることを要望した。

①航法関連の規制対象をMETIのHPのQ&Aに掲載要望

移動体の航行・航法を支援し、移動体に搭載する装置(電子機器)のうち、「他の機器とのインターフェースを保有するもの」が規制対象であることをQ&Aに掲載すること。

②「GNSS」を「全地球的衛星測位システム」又「航法衛星装置」に変更要望

GNSSは貨物等省令第10条第五号では「衛星航法システム」、同じく第23条第2項第四号では「全地球的衛星航法装置」の用語が用いられているが、「航法衛星による測位であるので、国土交通省や国土地理院でも用いられる用語も参考に、より適切な「全地球的衛星測位システム」又は「航法衛星装置」と変更すること。

③「Inertial measurement equipment or systems」を「慣性計測装置」に変更要望

2013年WAで7.A.3.が、Inertial measurement equipment or system

に改正されたが我が国では規制範囲が大きく変わることはないとして、輸出令別1の11の項(3)、貨物等省令第10条第三号は改正されず、「慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置」のままである。

別1の11の項(1)(2)も慣性力を利用する装置であり、(3)との重複規制の誤解を生じる懸念もあるし、そもそもWAの7.A.3は「慣性力を利用した高精度の(自位置の)測位」ができるものを規制するものであり、たとえば「慣性計測装置」と変更すること。

＜センサー・レーザー・航法専門委員会＞

＜ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会＞

なお、リスト規制の改正に対して、各専門委員会は積極的に意見を提出し、それら意見は大半が経済産業省によって採用され、政省令等、解釈に反映されている。

(資料0-1)

2. 2 企業の輸出管理の適正化・効率化、問題の調査、検討並びに支援

一該非判定的確化・効率化のためのガイダンス等の作成

本年度のリスト規制の政省令等改正は、平成26年9月15日に施行された。各専門委員会、分科会は、パブリックコメントの段階から「パラメータシート」や「輸出管理品目ガイダンス」の改訂作業に着手、パラメータシートは、電子版を施行日までに間に合わせ、「輸出管理品目ガイダンス」も改正に対応したことはもちろん、Q&Aや解説等を充実させて随時発行した。さらに、ガイダンス発行後、リスト改正部分を主体に、輸出車の理解・啓蒙を目的に研修会を開催（開催予定も含む）、編集委員が講師を務めた。また、S T C Expert の試験演習問題集の見直しも行った。

(1) 「輸出管理品目ガイダンス」等の改訂状況

今年度も着実に版数をアップして発行、あるいは発行予定である。

- 1) <核・原子力関連資機材> (第8版) (平成27年3月発行)
- 2) <航空宇宙関連資機材> (第8版) (平成27年3月発行)
- 3) <化学兵器製造関連資機材> (第9版) (平成26年12月発行)
- 4) <生物兵器製造関連資機材> (第7版) (平成26年12月発行)
- 5) <先端材料関連> (第12版) (平成27年1月発行)
- 4) <化学製剤原料関連> (第8版) ((平成26年12月発行)
- 5) <材料加工> (第12版) (平成27年2月発行)
- 7) <エレクトロニクス> (第13版) (平成27年2月発行)
- 8) <コンピュータ> (第14版) (平成27年4月発行予定)
- 9) <通信・情報セキュリティ> (第13版) 平成27年3月発行)
- 10) <センサー・レーザー・航法> (第11版) (平成27年4月発行予定)

(2) パラメータシートの改訂状況

- 1) <先端材料関連> (平成26年9月発行)
- 2) <化学製剤原料関連> (平成26年9月発行)
- 3) <エレクトロニクス> (平成26年9月発行)
- 4) <コンピュータ> (平成26年9月発行)
- 5) <通信・情報セキュリティ> (平成26年9月発行)
- 6) <音響センサー・レーダー> (平成26年9月発行)
- 7) <別表第2関連> (平成26年5月/7月発行)

(3) 分野別研修会の実施

	分 野	実施月
①	生物・化学兵器製造装置関連	平成26年10月
②	先端材料	平成26年12月
③	化学製剤・別表第2化学品関連	平成26年12月
④	材料加工	平成27年3月
⑤	エレクトロニクス	平成27年3月
⑥	コンピュータ・通信・情報セキュリティ	平成27年4月

* 主なQ&Aについては、CISTEC ジャーナル誌にも掲載。

** ⑤⑥は東京、大阪の2箇所で開催。

(4) S T C Expert 試験演習問題集作成

今年度も、平成26年9月15日施行のリスト規制に対応した演習問題集「貨物・技術編」の見直しに多くの委員が尽力した。平成27年2月に実施した輸出管理実務能力認定試験（S T C Expert）対応版である。

2. 3 国際レジームの貨物・技術の規制に関する調査、検討、提言

各専門委員会では、経済産業省からの依頼を受けて、輸出管理レジームの各国提案の検討をした他に、我が国提案として、以下のテーマの検討を行い、経済産業省に提出をした。我が国提案として採用され、正式に輸出管理レジームに提出されたものもある。

<今年度提案・検討したもの>

1) WA 貨物等省令第4条第一号（ふっ素化合物の製品）に関する提案

WAのレジーム原文は、共重合体（co-polymer）から重合体（homo-polymer）を生成できると読める箇所があり、エディトリアルな修正内容として、見直しを要望した。

<素材専門委員会>

2) WA 貨物等省令第4条第十三号（非ふっ素化合物又は非ふっ素化重合体）に関する提案

2013年度のWA改正において、ガラス転移点の測定方法が大幅に見直されたが、重合体の一種であるポリビフェニレンエーテルスルホンのガラス転移点の測定方法が記載漏れとなっている点を指摘し、見直しを要望した。

<素材専門委員会>

3) WA 「一方向位置決め繰り返し性（UPR）」の閾値修正

2014年WAで合意された工作機械の規制パラメータである「一方向位置決め繰り返し性」の閾値を修正する提案の提出について日工会と協調した。

<材料加工専門委員会>

4) WA 異方性プラズマドライエッチング装置の最小加工線幅の規制値緩和提案

2014年WAで合意されたリソグラフィ装置の最小加工線幅の規制値が緩和されたことに伴い、異方性プラズマドライエッチング装置の最小加工線幅の規制値緩和を提案した。

<エレクトロニクス専門委員会>

5) WA 3.A.1.b.7. (Converter and harmonic mixers)および 3.A.2.c/d/e/f. (Signal analyzers/Signal generators/Network analyzers/Microwave test receivers) の規制緩和提案)

<エレクトロニクス専門委員会>

6) 3.A.2.c. (Signal Analyzers) RBW に関する規制緩和提案

＜エレクトロニクス専門委員会＞

7) WA VTSレーダーの規制除外提案

レーダー性能は同等であっても、実現方式（圧縮技術利用）によっては該非が異なってしまう不合理の解消の提案。

＜センサー・レーザー・航法専門委員会＞

なお、WAの2014年総会合意で公表された規制リストのカテゴリ3の3.A.2.D.4.aの閾値につき誤記を発見し、経済産業省を通してWA事務局に申し入れ、異例なことに2015年2月11日に改訂版は公表された。

2. 4 技術動向の調査、分析、国際交流の推進

今年度も多くの調査、研修を行った。主なものは次のとおり。

(1) 見学研修会

1) JAXA、陸上自衛隊武器学校、同関東補給処、産業技術総合研究所の現地研修会 (平成 26 年 11 月)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) では、国際宇宙ステーション「きぼう」の運用管制室の見学、陸上自衛隊武器学校では、装甲車、戦車、誘導団システムの見学、同関東補給処では、誘導武器部管理施設、科学部施設、誘導武器部校正工場等の見学、独立行政法人産業技術総合研究所では爆発・燃焼実験の見学を行った。合計 50 名が参加。

<ABC兵器・ミサイル関連機器専門委員会／素材専門委員会>

(2) 勉強会

1) 「我が国のサイバーセキュリティ政策に関する現状と今後」(研究WG)

サイバーセキュリティ基本法を推進した内閣参事官が講師。サイバー攻撃の世界的被害状況、企業の情報漏えいの動向、スマートフォンを狙った攻撃の急増、サイバー攻撃自体がより巧妙化し、その攻撃の対象範囲が拡散している現状と今後 10 年間に起こるであろうグローバルリスクの予見が説明された。そしてサイバーセキュリティにかかわる人材の量的・質的の大幅不足、これに対応するために官民一体の取り組みの必要性が強調された。

<情報通信専門委員会>

2) 暗号 OSS の各社運用の情報交換

Linux や Open SSL などの暗号機能を含む OSS を利用する製品を開発するケースが格段に増加しており、暗号 OSS に関する各社の考え方と事例を共有した。我が国と米国の法令の差も確認した。

<情報通信専門委員会>

(3) 調査

1) 工作機械のフォーリン・アベイラビリティ調査

工作機械の規制パラメータが「一方向位置決め繰り返し性 (UPR) に変更されることを想定して、海外メーカ製の工作機械が、新たな規制パラメータの値に対してどのような位置にあるかを調査した。

またインド、中国、ブラジル、及び台湾メーカのカタログに記載の位置決め精度や繰り返し精度データのうち、測定方法が ISO-230-2:1997 に規定する方法と同等と判断されるものについてとりまとめた。

さらに中国メーカカタログに記載された精度測定準拠規格のうち、中国規格について調査し、ISO 及び DIN 規格等との対応関係をまとめた。

<材料加工専門委員会>

2) ロボット産業の最近トレンド調査

日本ロボット工業会の実績データにより、アジア向け輸出が急増しており、2013年は日本製ロボットの30%が、中国を中心とするアジアの非ホワイト国向け輸出となっていることを確認した。

＜材料加工専門委員会＞

3) 半導体製造装置に部分品のEARにおける許可申請の運用実態の確認

＜エレクトロニクス専門委員会＞

3. 今後の課題

- (1) 提言要望事項のフォローアップ
- (2) リスト規制品目、解釈等の緩和、合理化検討、提言
- (3) 法令改正に対応したガイダンス、パラメータシート等の改訂、充実及び分野別研修会の実施
- (4) 大量破壊兵器等の技術と応用面の調査、海外における技術動向調査







第2回<平成27年3月5日>